

○行田市個人番号の利用に関する条例

平成27年12月24日条例第28号

行田市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

**第3条** 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は行田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (令和元年9月25日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

**別表第1** (第3条関係)

| 執行機関 | 事務  |
|------|---|
| 1 市長 | 行田市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第17号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの              |
| 2 市長 | 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第35号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 行田市重度心身障害者医療費助成条例(昭和50年条例第27号)による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの      |

**別表第2** (第3条関係)

| 執行機関 | 事務   | 特定個人情報   |
|------|--|--|
| 1 市長 | 予防接種法(昭和23年法律第68号)による実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって |

|      |   |  |
|------|---|--|
|      |   | 規則で定めるもの   |
| 2 市長 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| 3 市長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの                | 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の賦課に関する情報であって規則で定めるもの  |
| 4 市長 | 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの                             | 地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの  |
| 5 市長 | 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの                           | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの   |
| 6 市長 | 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの  | 地方税関係情報であって規則で定めるもの  |
| 7 市長 | 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの                         | 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの   |
| 8 市長 | 母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務   | 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律  |

|       |  |   |
|-------|--|---|
|       | 務であって規則で定めるもの  | 第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、地方税関係情報又は行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 9 市長  | 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの                                 | 生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険法による保険料の賦課に関する情報であって規則で定めるもの   |
| 10 市長 | 介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの  | 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの   |
| 11 市長 | 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの                          | 生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの  |
| 12 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係  |

|       |   |  |
|-------|---|--|
|       |   | 情報であって規則で定めるもの   |
| 13 市長 | 行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの               | 医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、生活保護関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報又は行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの |
| 14 市長 | 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報、児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総  |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
|              |  | <p>合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報又は行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>   |
| <p>15 市長</p> | <p>行田市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>医療保険給付関係情報、児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供若しくは障害者支援施設等への入所等の措置若しくは身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供若しくは障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、行田市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する情報又は行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |